



## 橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会提言

橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会

平成22年2月17日

# 目 次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| はじめに                       | 2 |
| 1 学級の適正な児童生徒数              | 3 |
| 2 適正な学校規模                  | 3 |
| (1) 小学校                    |   |
| (2) 中学校                    |   |
| 3 通学距離・時間                  | 6 |
| 4 「特別地域」の部分的見直し            | 6 |
| 5 学童保育所に関する改善              | 7 |
| 6 教育条件を全体として向上させる適正規模・適正配置 | 7 |
| 7 新しい地域づくり・学校づくりの取組        | 7 |
| おわりに                       | 8 |

## —— 資料編 ——

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 学校規模に関する現行制度            | 9  |
| (1) 学級編制                  |    |
| (2) 学校規模                  |    |
| (3) 通学距離                  |    |
| (4) 教職員の配置基準              |    |
| 2 橋本市立小・中学校の現状            | 11 |
| (1) 児童・生徒数と学校数の推移         |    |
| (2) 学校規模の現状               |    |
| (3) 校区及び通学の現状             |    |
| (4) 学校施設の状況               |    |
| (5) 部活動の状況                |    |
| 橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱 | 20 |
| 橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員   | 22 |
| 橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会審議経過 | 23 |

## はじめに

(1) 適正規模・適正配置を検討する際の最優先事項は、「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約第3条)を実現する観点から考えることである。本検討委員会では、「子どもの成長・発達を促進する教育条件とは何か」という問題を一般論ではなく、橋本市の実態に即して検討を重ねてきた。本答申は、統廃合・再編成を前提とした「適正規模・適正配置」の提言ではない。

(2) 本委員会は、現在の法制度や市の財政事情を一切無視して、「子どもの成長・発達を促進する教育条件」の理想論を語るということではない。しかし、わが国の国内総生産(GDP)に対する公財政教育支出(国・地方合わせて)の割合は、先進諸国中最低水準(全教育段階で日本は3.3%、OECD諸国の平均は4.9%。初等中等教育段階では日本は2.6%、OECD諸国の平均は3.4%。2006年度統計)であり、文部科学省としては5%への引き上げ(全教育段階。教育予算の約8兆円増)を目指しているところである。橋本市においても厳しい財政事情の中ではあるが、将来の社会を担う市民を育てるために教育予算の拡大に最大限の努力を期待したい。

(3) 「適正規模・適正配置」という場合の「適正」とは相対的なものであり、学級の児童生徒数や男女比、学級数、入学前からの人間関係、教員の経験や力量、校長を中心とした教師集団の教育力、保護者・地域住民の教育力、地域と学校との協働関係、さらには、地理的・地勢的条件等々、さまざまな要因が複合して形成される。また、一見、不利な条件が存在してもそれを克服しようとする教職員や保護者、地域住民の主体的努力によって、不利を有利な条件に転化することが可能である。したがって、本答申で用いる「適正」という言葉の意味は、絶対的なものではなく相対的なものであることに留意されたい。

(4) 本答申は、現行の「義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律」(以下、「義務教育学校標準法」)や少人数学級にかかわる和歌山県教育委員会の措置を基に考察を行ったものである。今後、そう遠くない時期に義務教育学校標準法や県教育委員会の措置が改正・改定される可能性も考えられる。その場合には、本答申での記述の趣旨を法や規定の改正・改定に則り読みとっていただきたい。

(5) 学校の統廃合・再編成は、保護者・地域住民・教職員・教育委員会など関係者・関係機関の合意形成のもとで進めることが肝要であることは言うまでもない。さらに言えば、学習の主体者である子ども(児童生徒)の意見をその発達段階に応じて可能な範囲で聞き取り、計立案にあたって反映させることが重要である。この点は、「橋本市の小中一貫教育について」(橋本市教育委員会、平成18年度作成)で強調されている次の記述のとおり、かねてより橋本市教育委員会として重視されてきたところである。

「次代を担う子どもたちに地域社会の仕組みや行政の役割等を理解させ、その地域社会の構成員として必要な規範意識や道徳性、公共マナー等を身に付けさせ、社会参画の意識・自治意識を高め、自治的行動を取れるようにすることが、今、重要であると感じています。私たち大人は、これまで、子どもたちを社会からの関わりから切り離し、市民の一人としての扱いをしてこなかったのではないかと顧みています。地域社会に目を向けさせ、人々の動きに関心を向けさせることを怠ってきた結果、子どもたちを規範意識も、地域参画意識も感じ取ることが十分にできないままにしてきたように思います。その責任を私たち大人

は十分に受け止め、子どもたちに『豊かな人間性』『規範意識や公共のマナー』『社会参画・自治意識』『ふるさと意識』など、望まれる“市民性”の育成に貢献したいと考えています。橋本市の学校教育では、この市民性を育む教育を目指し、9 ヶ年を見通したカリキュラムづくりに挑戦していきます。学校で学んだことを自分たちの住んでいる地域で具体的に体験し、市民の一人として『まちづくり』への参画をする機会を大切にしたいと考えています」

## 1. 学級の適正な児童生徒数

本委員会は、学級の適正規模（1 学級の適正な児童生徒数）は、小学校の場合には 20～25 名程度、中学校の場合には 25～30 名程度であるとする。1 学級 30 人を超える人数が望ましいという意見は、本委員会においては、小・中学校ともほとんどなかった。

このように学級の適正規模を数値として答申に記載していることについては、次のことに留意していただきたい。すなわち、全国的に見て、「適正規模」についての検討委員会が答申を出すことにより、その「適正」とされる基準を活用して、学年単学級や複式学級の学校（小規模・少人数校）を統廃合の対象とする事例は多いが、逆に、「適正」基準を超える「過大学級」を解消する施策が行われることは少ない。橋本市が「適正規模・適正配置」を進めるのであれば、過小規模・過小人数と思われる学校・学級の是正だけでなく、小学校では 25 人、中学校では 30 人を超える学級や過大規模の学校をなくすことに力を尽くしていただきたい。本委員会は、このために教育委員会はもとより市長部局の英断が求められていると考える。

適正規模の学級実現に向けての取り組みを重視しながら、一方で、1 学級の児童生徒数があまりにも少ない場合や複式学級を実施している場合には、当該校の教職員や保護者、地域住民と教育委員会とが共同して実態把握を行い、それをもとに改善の必要性の有無を慎重に検討・協議し、その結果、必要性があるなら改善方法の検討・協議を進める必要がある。その際、児童生徒の意見も十分に反映することが重要である。

## 2. 適正な学校規模

適正規模は、小学校・中学校などの校種によって一律ではないし、同一校種であっても一律に論じるのは難しい。しかし、将来、社会の中で不特定多数の人々と交わりながら生きていく市民を育てる観点に立てば、基本的には、小学校→中学校と年齢・発達段階が進むにつれて、児童生徒数や学級数が漸増していくことが望ましいと考えられる。

### (1) 小学校

適正な学校規模としては、小学校の場合は学年 2～3 学級編制ができる規模が望ましい（1 学級の児童数は 20～25 名が望ましい）。学校全体では、12～18 学級である。その理由としては、次の三つのようなことが考えられる。

- ①児童間および児童と学級担任教員とのできるだけ多様な人間関係を保障するためには、学級替えが可能な複数の学級が存在することが望ましい。しかし、あまりに学級数が多くなることは、必然的に学年・学校の児童数が多くなるので、個々の児童を教員が把握し丁寧な指導を行っていくうえで困難が生じる。
- ②現行の義務教育学校標準法のもとでの和歌山県教育委員会の基準では学校規模が 15 学級

以上になれば、校長・養護教諭・事務職員・栄養職員を除く教職員（教員）が学級数+3名配当される（26学級以上になれば学級数+4名）。すなわち、学級担任をしない教員が教頭以外に2名配当されるので、専科教員（図画工作や音楽担当）等を2名配置する可能性が生じる。7～14学級の場合には、学級数+2名の配当であるから教頭以外には専科教員として配置できる可能性は1名である。本答申では、学校の適正規模を12～18学級としているが、現行の法制・基準では、12～14学級と15～18学級では、学級担任以外の配当数が異なる点には留意されたい。

- ③現在の過密・多忙な勤務実態の中では、小規模な学校の場合と比較してただちに効果が現れにくいこともあるが、本来、一定程度数以上の教職員数を確保することは、多様な個性や専門性を持った教職員の存在により、議論を活発にし、多様な取組を可能にし、共同研修を盛んにし、さらに、校務分掌上の負担を軽減するなど、全体として、学校の教育力を高めるものである。和歌山県の基準では、12～18学級の場合には、事務職員や校務員を含めると18名～25名程度の教職員集団となり、効果的であると考えられる。

しかし、学年単学級あるいは複式学級を採用している場合にも教職員の丁寧な指導、創意工夫をこらした授業方法や児童による共同学習により、少人数の利点を生かした教育活動が展開されている。したがって、学年単学級や複式学級の場合に児童にとっての教育環境がよくないと単純に言うことはできない。

ただ、複式学級の場合において、単学年の児童が5名未満になると、間接指導<sup>\*</sup>の際の共同学習が成立しがたいと思われる。

また、学年単学級の場合に、児童の人数が10名をきる場合には、当該校の教職員や保護者、地域住民と教育委員会とが共同して実態把握を行い、それをもとに改善の必要性の有無を慎重に検討・協議し、その結果、必要性があるなら改善方法の検討・協議を進める必要がある。その際、児童の意見も十分に反映することが重要である。

地域住民の交流・文化の拠点としての役割を果たし、かつきわめて良好な教育環境を有しながら、今後、児童数の減少が続く、従来の通学区設定のままではあまりにも児童数が少なくなり、教育環境としても問題が大きすぎると保護者や教職員、当該地域住民が判断する場合には、それら関係者の合意を前提としてであるが、小規模特認校制度（市内全域からの通学可能）の導入を検討することも考えられる。少人数でゆったりとした環境の中での学校教育を望む児童や保護者の要求に応えるとともに、当該地域の子どもたちが短い通学距離・時間で通える小学校、地域の文化・交流の拠点としての小学校を存続させようという願いにも応えることができる可能性を有している制度である。

## （2）中学校

中学校の場合は、学年3～4学級編制ができる規模が望ましい（1学級の生徒数は25～30名程度が望ましい）。学校全体では、9～12学級である。その理由としては、次の四つのようなこ

---

<sup>\*</sup>間接指導とは、担任教員が一つの学年児童の指導を行っている場合（直接指導）に、もう一つの学年児童には学習課題についての指示を与えて自己学習・共同学習させることである。

とが考えられる。

- ①前記（１）－①で述べたことと同様に、生徒間および生徒と学級担任教員間のできるだけ多様な人間関係を保障するためには、学級替えが可能な複数の学級が存在することが望ましい。しかし、あまりに学級数が多くなることは、必然的に学年・学校の生徒数が多くなるので、個々の生徒を教員が把握し丁寧な指導を行っていくうえで困難が生じる。
- ②現行の法制・基準では、9学級であれば15人（校長・養護教諭・事務職員・栄養職員を除く教職員）、10学級であれば17人の教員を配置することができる。したがって、国語、数学、理科、社会、外国語（英語）、保健体育などの教科に複数の教員を配置することができる。また、音楽、美術、技術家庭にも専任の教員を配置することが可能である（担当授業時数の不均衡の問題があるが）。すなわち、同一教科内での相談・協議が可能となり、共同で教科指導に関する研修を行うことができる。また、複数の教科（数学と技術など）を担当することや、免許状を有していない教科を担当すること（免許外教科担当）を防ぐことができる。さらに、担当科目を二つ程度に抑えることができる。この点について、少し説明を加えると、同一教科で、1年の数学と2年の数学を担当する、あるいは、2年の国語と3年の国語を担当するという場合は、授業準備は二つ行うのであり、これは現在の日本においてはごく普通の姿である。しかし、同一教科であっても、1年の国語、2年の国語、3年の国語と3科目を担当する場合は、十分な授業準備ができない恐れが大きい。したがって、一人の教員が担当する科目は多くても二つに抑えることが重要である。この場合にも、総合的な学習の時間や道徳、特別活動について、教員には常に授業研究・準備が求められており、その負担はきわめて重い。膨大な超過勤務や自宅への持ち帰り仕事、休日出勤によって授業準備を行っているのが実態である。
- ③一定程度の生徒数・学級数、教職員数がないと、部活動もきわめて限定されることになる。部活動は正規の教育課程には含まれていないが、学校の重要な教育的機能の一つである。生徒の自主性・主体性を育むとともに運動・文化両面における生徒の自己実現要求をかなえる貴重な場である。現在の橋本市立中学校における生徒の部活動への所属率（参加率）は80%を大きく超えており、中には全員所属の方針をとっている中学も存在する。しかし、生徒数の減少、教職員数の減少と高齢化は、部活動の存続に深刻な影響を与えている。また、全体として文化部の数が少ないように思われる。

部活動については教職員の「本務」ではないこと、顧問が熱心に指導すればするほど授業研究の時間確保や家庭生活にも重大な影響を与えること、事故の場合の責任問題、経済的負担など、長年にわたる懸案が存在することも本委員会としては認識している。今後、部活動の問題について、生徒・保護者・地域住民・教職員による率直な意見交換と研究・協議がなされることを期待したい。
- ④前記（１）－③で述べたことと同様に、中学校の場合には、事務職員や校務員を含めた教職員集団の規模が9～12学級では19～23名程度になり、本来的には、学校教育力を高める上で、効果的であると考えられる。

中学校の場合、今後、単学級の学年が生じる場合には、当該校の教職員や保護者、地域住民

と教育委員会とが共同して実態把握を行い、それをもとに改善の必要性の有無を慎重に検討・協議し、その結果、必要性があるなら改善方法の検討・協議を進める必要がある。その際、生徒の意見も十分に反映することが重要である。

たとえば5学級の場合（二つの学年が2学級、一つの学年が単学級）は教員配当は9名（教頭を含む）であるから、単純計算では、教頭を含めて各教科にかろうじて1名の教員配当となる。したがって、前述の3科目担当（たとえば、1年社会、2年社会、3年社会）は避けられないし、2教科担当（たとえば、数学と技術を担当、場合によっては免許外教科担当もあり得る）も生じることになる。

### 3. 通学距離・時間

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」中の「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること」（第4条1項2号）という規定は、本委員会の考えとは必ずしも一致しない。本委員会は、小学生の場合であれば最長3キロメートル程度（徒歩で50～60分程度でいける距離）、中学生の場合であれば最長4キロメートル程度（徒歩で60分程度でいける距離）に学校が存在することが望ましいと考える。晴れた日ばかりではない。雨の日も風の日も雪の日も嵐の日もある。登り坂もあれば下りの坂もある。冬は5時頃には暗くなり、部活動を終えると暗い夜道を帰らねばならない。

通学距離が長くなる場合には、自転車通学も考えられるが、事故の危険性が增大することは免れない。少なくとも小学生については、自転車通学を想定するべきではないだろう。

中学生の場合に自転車通学を容認するならば、通学距離が6キロメートル程度まで伸びるのではないだろうか。ただし、通学路の地勢により距離だけでは把握できない困難が存在するので、これはあくまで登下校とも比較的起伏の少ない経路が存在する場合である。通学時間・通学距離は学校における学習への集中度を高める上でも、児童生徒の安全確保の上でもきわめて重要な要件である。特に、中学校の場合には、小学校以上に、放課後の生徒会活動などの特別活動や部活動に参加することが教育的に重要な意義を有しており、登下校とりわけ帰宅時の安全を確保できる通学路・通学時間設定が重要である。

統廃合により通学条件の悪化が生じる場合には、現在も実施しているようにバス・タクシー通学やその交通費補助を行う必要がある。日照時間や教育活動に対応した季節的・一時的なバス・タクシー利用と補助も考えられる。

### 4. 「特別地域」の部分的見直し

現在、小学校・中学校の通学区については、「橋本市公立学校通学地域に関する規則」第4条・第5条（別表）により「特別地域」を設定して、その地域に居住する児童生徒の保護者に調査し、指定された2校のうちどちらかを選び就学することができる制度がある。さらに、現在の「特別地域」設定について、自宅からもっとも近隣であり、あるいは通学の便がよい学校に就学できるように改定する余地がないか、検討されたい。これは、いわゆる学校選択制（自由選択制・ブロック選択制）を導入する趣旨ではないので注意されたい。

## 5. 学童保育所に関する改善

学区の小学校に学童保育所がないために、他の小学校に就学する児童が存在する。これが、小規模校への入学者をさらに減少させる一要因となっている。各小学校に学童保育所を設置することが望ましいが（14小学校中、学童保育所が未設置の学校は4校）、そのことが困難であるならば、未設置の小学校から学童保育所までの送迎（送のみ）あるいは交通費（タクシー代）補助等、橋本市の行政全体の中で、子育て支援と学校教育の振興を結合させて取り組む必要がある。

## 6. 教育条件を全体として向上させる適正規模・適正配置

「適正規模・適正配置」の推進が、橋本市の教育予算の削減につながらないように、強く要望する。「はじめに」の（2）で述べたように、国全体としても橋本市としても教育予算の増額を実現していただきたい。万が一、増額が実現されない場合でも、橋本市予算に占める教育関係費の絶対額・率は必ず維持していただきたい。すなわち、現実に統廃合が実施された場合においても、それにより節減された資源は、教育関係予算として児童生徒のために還元されるようにされたい。

## 7. 新しい地域づくり・学校づくりの取組

小学校にせよ、中学校にせよ、古くから地域の文化・交流の拠点としての役割を果たしてきた。学年単学級の学校は、保護者のみでなく地域の人たちに支えられて、いわゆる適正規模といわれる学校に劣らない教育力を維持してきたと言える。

しかし、今後、統廃合が進行する場合には、従来の地域ではない、より広い地域づくりが大きな課題となってくる。

その際には、自然発生的な取組にのみ依拠するのではなく、学校運営協議会の設置（地域運営学校、コミュニティスクール）も含めた開かれた学校づくりや、中学校を核としながら中学校・小学校間および中学校区内各小学校間の連携・交流を進める取組が求められている。その際、さまざまな取組が学校教育活動の中心的担い手である教職員を保護者や地域住民が支援し励ますことを基本的視点として進められることが重要である。

また、橋本市は宅地開発を進めている地域がある。橋本市としてのまちづくりのビジョンを基本に教育環境整備が行われることと思うが、その際、本答申の記述や趣旨を反映されたい。

さらに、学校教育と社会教育のそれぞれの特性を尊重しながら、施設・人材の相互利用、融合を促進していくことが重要である。そのことにより、橋本市立小中学校が、これまで以上に、学齢期だけではなく生涯にわたる市民の学習施設として、公民館・図書館等の社会教育施設に加えて地域住民・市民の共有の財産として活用されるようになるものと思われる。

この地域づくり・学校づくりの取組の中で、「はじめに」の（5）で述べたように、児童生徒を単に保護される存在、大人によって良好な教育環境を用意される存在としてだけでなく、自らも市民の一人として学校づくり・地域づくりに積極的に参画していく未来の主権者として育てていくことを長期的・全市的・系統的に進めていただきたい。

## おわりに

平成 21 年 8 月 5 日に橋本市教育委員会から「橋本市小中学校適正規模・適正配置について」の諮問を受けて以来、私たち 19 名の委員は、8 回の検討委員会を開催し、検討を重ねてきた。また、その間、名張市への視察（同年 11 月 20 日）、保護者・教員からの意見聴取（同 12 月 18 日）を実施し、検討の際の重要な参考資料として活用してきた。

本委員会における検討の特徴は次の点にあったと考えられる。

- ①現行の法制度のしくみや橋本市立小中学校の実態を正確に把握することに努めたことである。毎回の検討委員会は、学習しつつ事実に基づいて議論する場であった。
- ②国・県の適正規模に関する基準を尊重しながらも、それを自明のこととはせず、前述の学習成果に基づき、橋本市の実態に即した適正規模・適正配置の検討を進めてきたことである。それは、国・県の基準から出発するのではなく、「将来の社会を担う子どもにとっての最善の利益は何か」の観点に立って「適正規模・適正配置」の検討を進めてきたということである。

本委員会での前述のような検討を可能にしたのは、第一に、委員会が保護者（就学前、保育園、幼稚園、小中学校）、地域住民（区長、自治会役員、青少年育成関係者）、学校長、市議会関係者、大学教員、など多様な立場や見解を有する人たちから構成されていたことである。第二に、「統廃合の結論ありき」の検討委員会ではなく、「橋本市の子どもにとってどのような学校・学級規模、学校配置が望ましいか」の一点で共通の立場に立って、検討を進めたことである。第三に、事務局を担当した教育委員会教育総務課が中心となり、委員が求める資料を毎回準備し、法制度や事実を踏まえた議論を可能にしたことである。提示される資料は詳細かつ客観的・公正であり、議論を一定方向に誘導するようなものとは明らかに異なっていた。そして、第四に、各委員の意見表明の背後には、一人ひとりの橋本市民、子どもたちの顔や声が常に存在していたことである。また、検討委員会の議論を、熱心に傍聴してくださった市民の存在も記しておきたい。

言うまでもなく、橋本市立小中学校は、橋本市民の学校であり「市民立」の学校である。統廃合により「適正規模」の学校を作ることは、得るものも大きい一方では営々として築いてきた貴重な教育環境・財産を失うことにもなりかねない。

法制度的・財政的制約の中で、総合的に考えて、子どもたちの成長・発達にとって望ましい教育環境をどのように整備すればよいのか、「橋本市立小学校・中学校で学んでよかった、橋本市で育ててよかった」と誇りに思える学校をどのようにして創っていくのか、これから、市民、学校関係者、教育行政関係者、市長部局、市議会、総ぐるみで考えていただきたい。その際、もっとも当事者である子どもたちの意見を適切な方法で反映させていただきたい。それは、子どもの社会参画意識をたかめ、将来の社会を担う市民を育てることにつながる重要な教育の場であると確信する。

今後、本答申が、多くの市民に読まれ、「橋本市の子どもにとってどのような学校・学級規模、学校配置が望ましいか」についての市民こぞっての議論が巻き起こる契機となることを切望して、本答申を提出する。

## 資料編

## 1 学校規模に関する現行制度

### (1) 学級編制

学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に定める「学級編制の標準」により以下のように定めています。

表1 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」  
に定める学級編制の標準

| 学校の種類               | 学級編制の区分                       | 一学級の児童又は生徒の数              |
|---------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 小学校                 | 同学年の児童で編制する学級                 | 四十人                       |
|                     | 二の学年の児童で編制する学級                | 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） |
|                     | 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級 | 八人                        |
| 中学校（中等教育学校の前期課程を含む） | 同学年の児童で編制する学級                 | 四十人                       |
|                     | 二の学年の児童で編制する学級                | 八人                        |
|                     | 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級 | 八人                        |

また、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第2項の定めにより、県では児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、規定により定める数を下回る数を定めることができることから、和歌山県教育委員会では、以下のように定めています。（平成21年度の基準）

表2 和歌山県教育委員会の定める平成21年度学級編制基準<sup>1)</sup>

| 校種  | 学級編制基準   |
|-----|--|
| 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象学年（1～6）において義務標準法による学級が2学級以下の学校については、38人以下で学級編制を行う。</li> <li>対象学年（1～6）において義務標準法による学級が3学級以上の学校については、35人以下で学級編制を行う。</li> </ul> |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象学年（1～3）について35人以下で学級編制を行う。</li> </ul>  |

<sup>1)</sup> 平成21年度少人数学級編制について（和歌山県教育委員会）

## (2) 学校規模

国は、標準の学級数を「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」<sup>2)</sup>と定めています。中学校についても同様<sup>3)</sup>に定めています。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項の1においても「学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。」としています。さらに、同施行令第4条第2項において「五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。」としています。

和歌山県教育委員会は、これらの上位法令を受け、「小学校においては、クラス替えが可能である1学年平均2学級を下限とする12学級～18学級。」「中学校においては、クラス替えが可能であり、教科担任制と学習集団の弾力的な編成等のための教員確保が可能となる1学年平均3学級を下限とする9学級～18学級。」と独自の基準<sup>4)</sup>を定めています。

## (3) 通学距離

国では、通学距離について、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。」「統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。」<sup>5)</sup>と定めています。

## (4) 教職員の配置基準

各学校の教職員数は、1学級40人の児童生徒を基準として、学級数により標準的な数が定められています。<sup>6)</sup>これに基づき、和歌山県教育委員会では、校長、養護教諭、事務職員、栄養職員を除く教職員数（加配教員等は含まない）を表3のとおり定めています。（表3は、平成21年度の基準を示しています。）

---

<sup>2)</sup> 学校教育法施行規則第41条

<sup>3)</sup> 学校教育法施行規則第79条において第41条を準用

<sup>4)</sup> 公立小・中学校の適正規模化について（指針）平成18年6月13日策定（和歌山県教育委員会）

<sup>5)</sup> 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項の2及び3

<sup>6)</sup> 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

表3 平成21年度小・中学校教員定数配当表

| 学級数 | 教員数   |     | 学級数 | 教員数 |         |
|-----|-------|-----|-----|-----|---------|
|     | 小学校   | 中学校 |     | 小学校 | 中学校     |
| 1   | 1     | 3   | 14  | 16  | 22      |
| 2   | 2     | 5   | 15  | 18  | 24      |
| 3   | 4     | 7   | 16  | 19  | *25(26) |
| 4   | 5     | 8   | 17  | 20  | *26(27) |
| 5   | 6     | 9   | 18  | 21  | 28      |
| 6   | *7(8) | 10  | 19  | 22  | 30      |
| 7   | 9     | 11  | 20  | 23  | 31      |
| 8   | 10    | 13  | 21  | 24  | 33      |
| 9   | 11    | 15  | 22  | 25  | 34      |
| 10  | 12    | 17  | 23  | 26  | 36      |
| 11  | 13    | 18  | 24  | 27  | 37      |
| 12  | 14    | 19  | 25  | 28  | 39      |
| 13  | 15    | 20  | 26  | 30  | 40      |

- ※ 18学級以上の中学校については、生徒指導専任教員を含む。また、16、17学級の中学校について、全生徒数が500人以上の場合は、生徒指導担当教員を配置する。
- ※ 特別支援学級のうち1人学級についての配当は、上記の配当表によらないで1学級につき1人配置とする。
- ※ 6学級の小学校について、全児童数が150人以上の場合は、教員定数を8名とする。

## 2 橋本市立小・中学校の現状

### (1) 児童・生徒数と学校数の推移

児童生徒は、大規模住宅開発の影響から、開発が始まった昭和50年代後半から伸びを示し、小学校は平成7年度の5,763人<sup>7)</sup>、中学校は平成10年度の2,896人<sup>8)</sup>でピークに達しました。その後は減少に転じ、平成21年5月1日現在で、小学校はピーク時の約66%(3,826人)、中学校はピーク時の約57%(1,649人)にまで減少しています。(図1)

学校別に見ても、現在大規模住宅開発が行われている地域の学校以外は概して減少傾向にあります。また、過去に大規模住宅開発が行われた学校については、急激な児童生徒数の増加の後、減少に転じています。(図2、図3)

学校数については、昭和50年以降、大規模住宅開発に伴う急激な児童生徒の増加に対応するため、紀見東中学校(昭和53年)、城山小学校(昭和56年)、三石小学校(平成元年)、紀見北中学校(平成2年)が開発地に新設されました。また、紀見小学校(昭和61年)、柱本小

<sup>7)</sup> 平成18年3月1日に旧橋本市と旧高野口町が合併して新橋本市となりました。平成7年、平成10年は合併以前ですが、両市町の児童生徒数を合計して人数を出しています。

<sup>8)</sup> 7と同様

学校（昭和 63 年）、境原小学校（平成 3 年）が、開発された住宅地へ移転し、規模も大きくされました。高野口においては、昭和 58 年に高野口中学校、信太中学校、応其中学校を統合し、現在の高野口中学校としました。

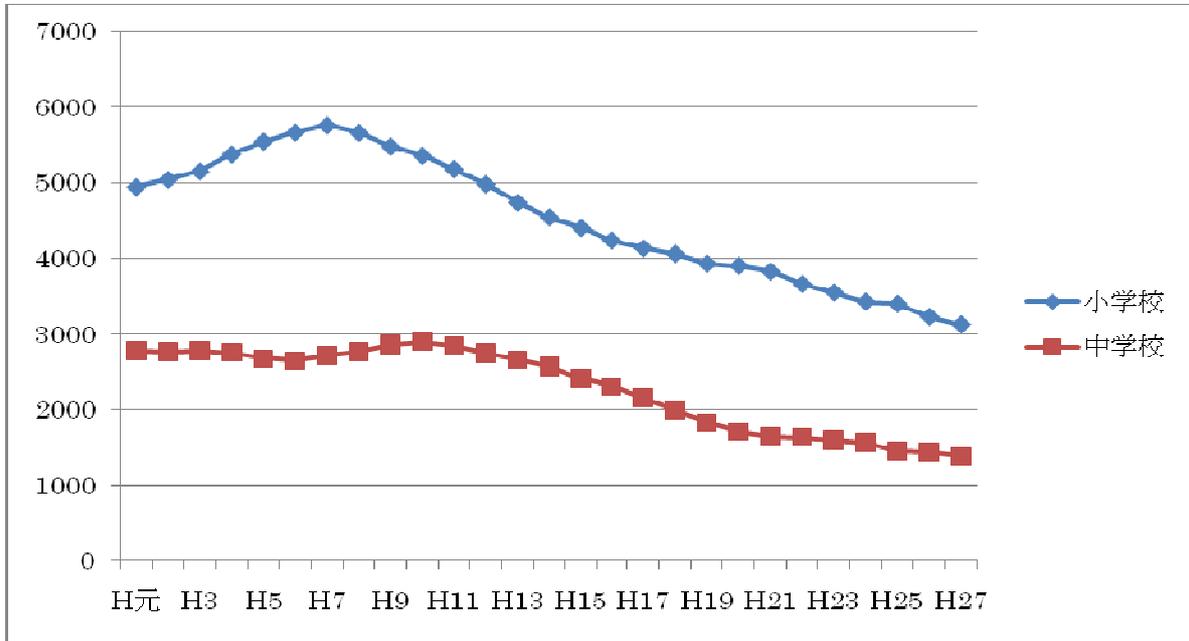


図1 小学校・中学校の児童生徒数の推移

※ 平成 21 年度までは学校基本台帳による、平成 22 年度以降は推計

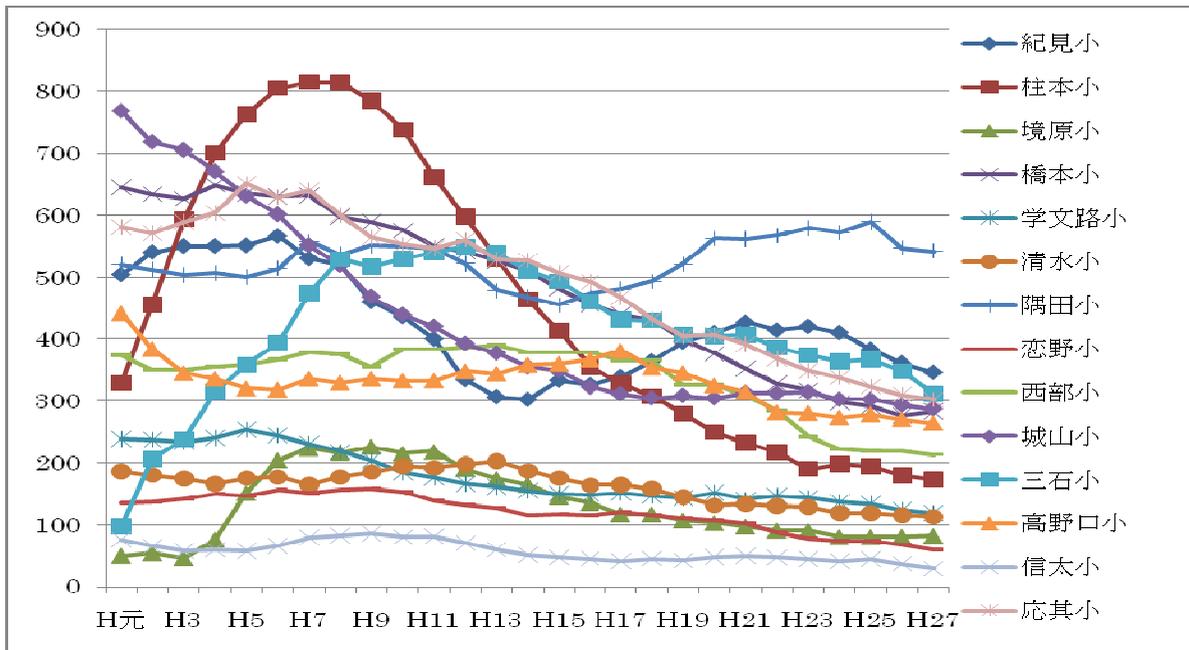


図2 学校ごとの児童数の推移 (小学校)

※ 平成 21 年度までは学校基本台帳による、平成 22 年度以降は推計

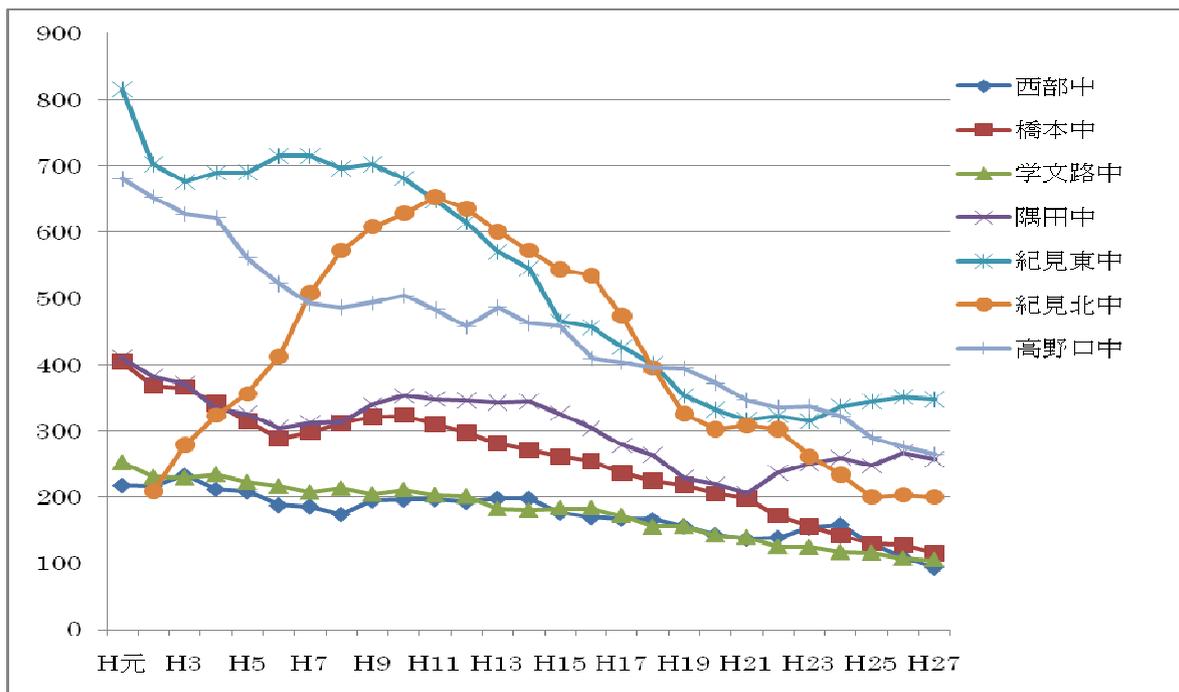


図3 学校ごとの生徒数の推移（中学校）

※ 平成21年度までは学校基本台帳による、平成22年度以降は推計

(2) 学校規模の現状

(ア) 全国・和歌山県の現状

平成20年度の学校基本調査による、全国、和歌山県の学級数別学校数は、表4、表5のとおりです。(分校、特別支援学級を含む)

表4 小学校の学級数別学校数（割合）

|             | 学校数合計   | 過小規模<br>1～5学級     | 小規模<br>6～11学級     | 適正規模<br>12～18学級   | 大規模<br>19～学級      |
|-------------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| H20年度（全国）   | 22,098校 | 2,969校<br>(13.4%) | 7,648校<br>(34.6%) | 6,555校<br>(29.7%) | 4,926校<br>(22.3%) |
| H20年度（和歌山県） | 281校    | 81校<br>(28.8%)    | 111校<br>(39.5%)   | 67校<br>(23.9%)    | 22校<br>(7.8%)     |

※ 規模を表す「過小規模」「小規模」「適正規模」「大規模」と学級数は「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」によるもので、本検討委員会が示す基準ではありません。

表5 中学校の規模別学校数（割合）

|              | 学校数合計    | 過小規模<br>1～2 学級  | 小規模<br>3～11 学級     | 適正規模<br>12～18 学級   | 大規模<br>19～学級       |
|--------------|----------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| H20 年度（全国）   | 10,816 校 | 235 校<br>(2.2%) | 5,679 校<br>(52.5%) | 3,568 校<br>(33.0%) | 1,334 校<br>(12.3%) |
| H20 年度（和歌山県） | 136 校    | 10 校<br>(7.4%)  | 75 校<br>(55.1%)    | 22 校<br>(30.1%)    | 10 校<br>(7.4%)     |

※ 規模を表す「過小規模」「小規模」「適正規模」「大規模」と学級数は「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」によるもので、本検討委員会が示す基準ではありません。

(イ) 橋本市の現状

平成 21 年度の学校基本調査及び平成 21 年 5 月現在で住民基本台帳に登録されている幼児・園児数から推計した平成 27 年度の橋本市の学級数別学校数は、表 6、表 7 のとおりです。（分校、特別支援学級を含まない）

表6 小学校の学級数別学校数（割合）

|             | 学校数<br>合計 | 過小規模<br>1～5 学級 | 小規模<br>6～11 学級 | 適正規模<br>12～18 学級 | 大規模<br>19～学級 |
|-------------|-----------|----------------|----------------|------------------|--------------|
| H21 年度（橋本市） | 14 校      | 1 校(7.1%)      | 6 校(42.9%)     | 7 校(50.0%)       | 0 校          |
| H27 年度（橋本市） | 14 校      | 1 校(7.1%)      | 10 校(71.5%)    | 3 校(21.4%)       | 0 校          |

※ 規模を表す「過小規模」「小規模」「適正規模」「大規模」と学級数は「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」によるもので、本検討委員会が示す基準ではありません。

表7 中学校の規模別学校数（割合）

|             | 学校数<br>合計 | 過小規模<br>1～2 学級 | 小規模<br>3～11 学級 | 適正規模<br>12～18 学級 | 大規模<br>19～学級 |
|-------------|-----------|----------------|----------------|------------------|--------------|
| H21 年度（橋本市） | 7 校       | 0 校            | 7 校(100%)      | 0 校              | 0 校          |
| H27 年度（橋本市） | 7 校       | 0 校            | 7 校(100%)      | 0 校              | 0 校          |

※ 規模を表す「過小規模」「小規模」「適正規模」「大規模」と学級数は「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」によるもので、本検討委員会が示す基準ではありません。

また、学校別の学級数及び児童生徒数については、表 8、表 9 のとおりです。（分校、特別支援学級を含まない）

表8 小学校別学級数の推移

|        | 平成21年5月  |       | 平成27年5月  |               |
|--------|----------|-------|----------|---------------|
|        | 学級数      | 児童数   | 学級数      | 児童数(H21比較)    |
| 紀見小学校  | 13(13)   | 427   | 12(12)   | 346(▲19.0%)   |
| 柱本小学校  | 8(9)     | 232   | 7(7)     | 173(▲25.4%)   |
| 境原小学校  | 6(6)     | 97    | 6(6)     | 82(▲15.5%)    |
| 橋本小学校  | 12(12)   | 352   | 11(12)   | 283(▲19.6%)   |
| 学文路小学校 | 6(6)     | 141   | 6(6)     | 118(▲16.3%)   |
| 清水小学校  | 6(6)     | 133   | 6(6)     | 113(▲15.0%)   |
| 隅田小学校  | 17(19)   | 561   | 16(16)   | 542(▲3.4%)    |
| 恋野小学校  | 6(6)     | 102   | 6(6)     | 59(▲42.2%)    |
| 西部小学校  | 10(10)   | 307   | 8(8)     | 213(▲30.6%)   |
| 城山小学校  | 12(12)   | 313   | 11(11)   | 287(▲30.6%)   |
| 三石小学校  | 12(12)   | 406   | 11(11)   | 311(▲23.4%)   |
| 高野口小学校 | 12(12)   | 314   | 10(10)   | 264(▲15.9%)   |
| 信太小学校  | 4(4)     | 49    | 3(3)     | 29(▲40.8%)    |
| 応其小学校  | 12(12)   | 392   | 12(12)   | 302(▲23.0%)   |
| 合計     | 136(139) | 3,826 | 125(127) | 3,122(▲18.4%) |

※ ( ) は和歌山県の平成21年度少人数学級編制を適用した場合

※ 平成27年5月は住民基本台帳に登録されている対象者からの推定

表9 中学校別学級数の推移

|        | 平成21年5月 |       | 平成27年5月 |               | 平成33年5月 |               |
|--------|---------|-------|---------|---------------|---------|---------------|
|        | 学級数     | 生徒数   | 学級数     | 生徒数(H21比較)    | 学級数     | 生徒数(H21比較)    |
| 西部中学校  | 4(6)    | 137   | 3(4)    | 93(▲32.1%)    | 3(3)    | 85(▲38.0%)    |
| 橋本中学校  | 6(7)    | 198   | 4(5)    | 115(▲42.0%)   | 4(4)    | 102(▲48.5%)   |
| 学文路中学校 | 5(6)    | 139   | 3(4)    | 105(▲24.5%)   | 3(4)    | 88(▲36.7%)    |
| 隅田中学校  | 6(8)    | 205   | 7(10)   | 257(▲25.3%)   | 7(7)    | 216(▲5.4%)    |
| 紀見東中学校 | 9(10)   | 316   | 10(12)  | 347(▲9.8%)    | 9(9)    | 275(▲13.0%)   |
| 紀見北中学校 | 9(10)   | 308   | 6(7)    | 200(▲35.1%)   | 5(5)    | 127(▲58.8%)   |
| 高野口中学校 | 10(11)  | 346   | 9(9)    | 264(▲23.7%)   | 7(7)    | 215(▲37.9%)   |
| 合計     | 49(58)  | 1,649 | 42(51)  | 1,381(▲16.3%) | 38(39)  | 1,108(▲32.8%) |

※ ( ) は和歌山県の平成21年度少人数学級編制を適用した場合

※ 平成27年5月、平成33年5月は住民基本台帳に登録されている対象者からの推定

※ 小学校から中学校への進学の際に、過去4年間(H17~20)の実績を差し引いて推定している。

### (3) 校区及び通学の現状

「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」<sup>9)</sup>とあることから、児童生徒の住所地を基に就学しなければならない学校を定めています。橋本市ではこれを校区とし、小学校では14校区(図4)、中学校は7校区(図5)を定めています。加えて、通常の校区の中で通学する学校が特に不便である等の理由のある地域を「特別地域」とし、橋本市教育委員会の許可を受けて校区外の学校に就学する制度も設けています。<sup>10)</sup>

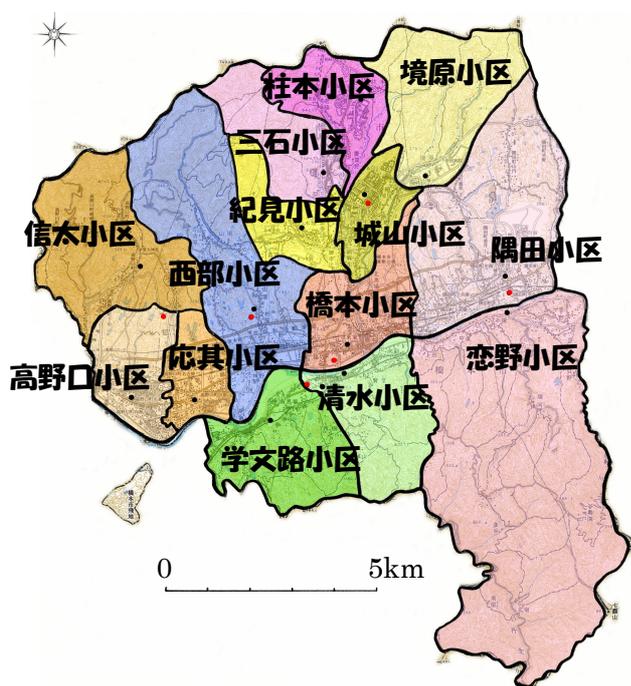


図4 小学校区

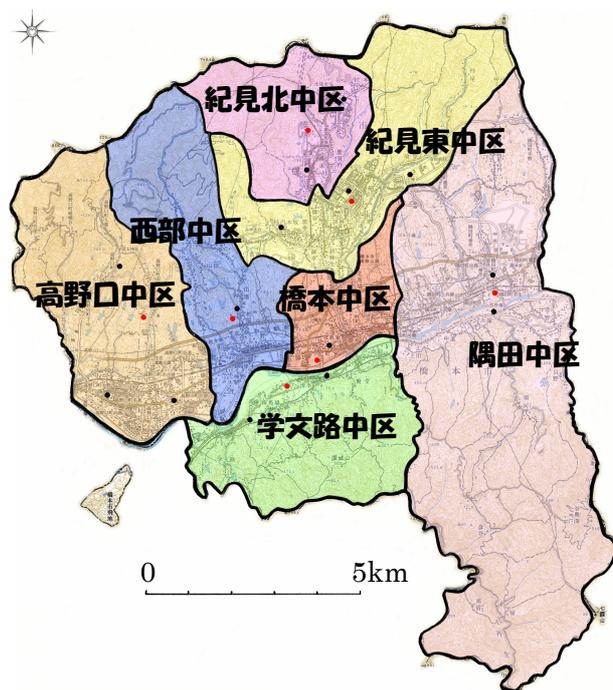


図5 中学校区

また、国は適正な学校規模の条件の一つに「通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること」<sup>11)</sup>と示しています。橋本市の小学校14校の通学距離は、最高が約5.8kmでタクシー通学をしています。次に遠いのが約4kmでバス及び徒歩です。中学校7校の通学距離は、最高が約8kmでタクシー通学をしています。次に遠いのが7.5km、6.1kmの自転車通学です。徒歩での通学では4kmが最高となっています。各学校別に詳細にまとめたのが表10です。

<sup>9)</sup> 学校教育法施行令第5条第2項

<sup>10)</sup> 橋本市公立学校通学区域に関する規則

<sup>11)</sup> 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

表 10 校区别通学距離一覧

| 学校名  | 通学距離が遠い校区 |            |         | → | 学校名  | 通学距離が遠い校区 |        |                    |
|------|-----------|------------|---------|---|------|-----------|--------|--------------------|
|      | 手段        | 住所         | 距離      |   |      | 手段        | 住所     | 距離                 |
| 西部小  | 徒歩        | 山田・神野々     | 3.1 k m |   | 西部中  | 自転車       | 山田     | 4.4 k m            |
| 橋本小  | 徒歩        | 原田         | 2.8 k m |   | 橋本中  | 徒歩        | 原田・小原田 | 3.1 k m<br>3.2 k m |
| 学文路小 | 徒歩        | 西畑         | 2.6 k m |   | 学文路中 | 自転車       | 有岡・向副  | 3.5 k m<br>3.1 k m |
| 清水小  | 徒歩        | 横座         | 4.0 k m |   |      | タクシー      | 谷奥深    | 8 k m              |
| 隅田小  | バス        | 山内         | 4.0 k m | → | 隅田中  | 自転車       | 平野     | 6.1 k m            |
|      | 徒歩        | 上兵庫・あやの台   | 2.1 k m |   |      |           |        |                    |
| 恋野小  | 徒歩        | 上田         | 2.6 k m |   |      |           |        |                    |
| 紀見小  | 徒歩        | 橋谷         | 2.2 k m |   |      |           |        |                    |
| 境原小  | 徒歩        | 細川         | 2.0 k m |   | 紀見東中 | 自転車       | 菖蒲谷    | 4.5 k m            |
| 城山小  | 徒歩        | 胡麻生        | 3.2 k m |   |      |           |        |                    |
| 柱本小  | 徒歩        | 慶賀野・柱本・矢倉脇 | 2.0 k m |   | 紀見北中 | 徒歩        | 柱本     | 4.0 k m            |
| 三石小  | 徒歩        | 橋谷         | 1.8 k m |   |      |           |        |                    |
| 高野口小 | 徒歩        | 小田         | 1.3 k m |   |      |           |        |                    |
| 信太小  | タクシー      | 西川         | 5.8 k m |   | 高野口中 | 自転車       | 竹尾     | 7.5 k m            |
|      | 徒歩        | 田原         | 2.4 k m |   |      |           |        |                    |
| 応其小  | 徒歩        | 平山城        | 1.8 k m |   |      |           |        |                    |

※ 平成21年度 各小・中学校の調査による。

#### (4) 学校施設の状況

橋本市立小中学校の学校施設は、昭和30年代に建築された棟のある学校が小学校1校、中学校1校、昭和40年代に建築された棟のある学校が小学校3校を含め新耐震基準が作られた昭和56年以前に建築された棟は、83棟のうち39棟あります。

文部科学省は、全国的に進んでいない耐震化に対応するために、平成15年4月に「学校施設の耐震化推進について」で詳細なガイドラインを示しました。

橋本市では、このガイドラインが示された平成15年度から6年計画(一次診断:H15,16,17、二次診断:H18,19,20)で対象となる全ての幼稚園、小学校、中学校の耐震診断を計画的に行ってきました。結果は表11のとおりです。

表 1 1 橋本市立小学校・中学校の耐震結果（棟別）

| 校種  | 棟数 | 旧耐震 | 新耐震 | 対象外 | 旧耐震棟内訳        |             |                      |               |
|-----|----|-----|-----|-----|---------------|-------------|----------------------|---------------|
|     |    |     |     |     | 診断結果<br>OKの棟数 | $I_s < 0.3$ | $0.3 \leq I_s < 0.7$ | 備考            |
| 小学校 | 47 | 22  | 25  | 0   | 2             | 6           | 8                    | 高野口小<br>6棟改修中 |
| 中学校 | 36 | 17  | 19  | 0   | 4             | 3           | 10                   |               |
| 計   | 83 | 39  | 44  | 0   | 6             | 9           | 18                   |               |

※ 数字は平成21年7月現在

学校施設の耐震化は、地震に対して耐えうる強度を表す指標（ $I_s$  値）に基づき実施する予定です。国の基準では、震度6強の地震が来た場合、第一次診断では、0.9以上は危険が少ないとされています。第二次診断では、0.7以上は危険性が低い、0.3以上0.7未満は危険、0.3未満は危険性が高いとされています。

このことから、橋本市では、0.3未満の建物については平成21年度、22年度、0.3以上0.7未満は平成23年度、24年度に耐震化を行うという方針を持っています。この方針の対象となる施設は、小学校・中学校21校のうち11校、29棟（旧耐震、新耐震を含む）あります。これらの施設に対しては、早急な対応が求められています。

#### （5）部活動の状況

生徒数の減少に伴い教員数が減少することから、「生徒の視点からの部運営課題」「教員の視点からの部運営課題」等<sup>12)</sup>が出てきており、部活動の運営が難しくなっています。

##### （ア）生徒の視点による部運営課題

- ・生徒数の減少で部員が少なく、団体戦に出場できないなど、運営が難しい。
- ・部によって、3年生が抜けた後、存続が危惧される。
- ・生徒数の割に部数が多く、指導できる教員がいない。
- ・生徒の減少に伴って、廃部や他校との連合チームを考えなければならない。
- ・部員が少なく活動に活気がない。
- ・部員が少なく活動に競争がなく、競技力が向上しにくい。

##### （イ）教員の視点による部運営課題

- ・教員数の減少に伴って、複数の部を担当している。
- ・教職員の高齢化による指導者不足。
- ・教員数の減少から、専門性のある部活動指導ができる顧問が少なくなっている。
- ・講師等を担当者当てた場合には、見通しのある運営が難しい。

<sup>12)</sup> 平成21年度部活動実施状況調査（橋本市教育委員会）

- ・生徒や保護者の価値観の多様化により、様々な部の設置要望、高度な内容を期待するなどの要求に応えきれない。
- ・大会の多様化等から、土日の練習や大会参加によって、教員の休養保障が不可能な状況にある。
- ・指導者を外部に頼らざるを得ない。

(ウ) 費用の視点による部運営課第

- ・登録料、参加費が必要で、年々高くなっている大会がある。
- ・1部当たりの予算が少なく、備品が十分でない。

橋本市立各中学校の部活動の状況は、表12のとおりです。

表12 部活動の状況一覧

| 学校名  | 開設部数 |     | 生徒数(人) | 部活所属率(%) | 教員数(人) |
|------|------|-----|--------|----------|--------|
|      | 体育系  | 文化系 |        |          |        |
| 西部中  | 9    | 1   | 137    | 97       | 13     |
| 橋本中  | 7    | 3   | 198    | 89       | 15     |
| 学文路中 | 8    | 3   | 139    | 100      | 13     |
| 隅田中  | 10   | 4   | 205    | 100      | 15     |
| 紀見東中 | 13   | 6   | 316    | 86       | 21     |
| 紀見北中 | 12   | 4   | 308    | 90       | 23     |
| 高野口中 | 12   | 4   | 346    | 83       | 22     |

※ 数字は平成21年5月現在

※ 教員数は、校長、養護教諭、事務職員、栄養職員を除く。

※ 教員数は、加配教員を含めている。

橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

平成21年4月22日  
教育委員会告示第6号

(目的)

第1条 橋本市立小中学校の適正規模・適正配置について検討し、本市が考える小中一貫教育の効果的な実施を視野に入れた望ましい学校教育環境の整備に取り組むとともに、充実した学校教育の実現に資するため「橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討を行い、その検討結果を答申する。

- (1) 小中学校の適正規模に関すること
- (2) 小中学校の適正配置に関すること
- (3) 前2号に係る具体的方策に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 有識者
- (2) 市議会議員
- (3) 地域住民代表
- (4) 保護者代表
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱を行った日から答申を行った日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を1名置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、検討委員会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会長は会

議を非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 会長は、検討を進めるに当たり、必要を認めるときは検討委員会において関係者の出席を求め、その意見、説明または資料の提出を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第8条 検討委員会の事務局を教育委員会に置き、庶務は教育総務課及び学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月22日から施行する。
- 2 この要綱は、教育委員会への答申をもってその効力を失う。

橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員

平成21年7月

| 区 分    | 氏 名    | 所 属                      | 備 考          |
|--------|--------|--------------------------|--------------|
| 有識者    | 久保 富三夫 | 和歌山大学                    |              |
| 有識者    | 尾久土 正己 | 和歌山大学                    |              |
| 有識者    | 清田 信   | 元橋本市教育協議会委員              |              |
| 市議会議員  | 中西 峰雄  | 市議会議長                    |              |
| 市議会議員  | 松浦 健次  | 市議会文教厚生委員長               |              |
| 地域住民代表 | 生地 由昌  | 青少年健全育成代表者会議顧問           | 西部中学校区       |
| 地域住民代表 | 武田 良嗣  | 健全育成会議会長                 | 橋本中学校区       |
| 地域住民代表 | 岩橋 久和  | 西畑区長                     | 学文路中学校区      |
| 地域住民代表 | 中谷 孔一  | 河瀬区長                     | 隅田中学校区       |
| 地域住民代表 | 岩崎 由美  | 城山台連合自治会長<br>健全育成連絡協議会会長 | 紀見東中学校区      |
| 地域住民代表 | 松本 良治  | 三石台区自治会顧問                | 紀見北中学校区      |
| 地域住民代表 | 西山 嘉造  | 浦之段区長                    | 高野口中学校区      |
| 保護者代表  | 吉川 万有美 | よもやま交流会                  | 未就園児保護者      |
| 保護者代表  | 日下 みのり | 三石保育園                    | 橋本市保育園保護者会連合 |
| 保護者代表  | 森下 浩代  | 学文路幼稚園PTA                | 橋本市PTA連合会役員  |
| 保護者代表  | 梅本 利樹  | 橋本小学校PTA                 | 橋本市PTA連合会役員  |
| 保護者代表  | 豊澤 康範  | 学文路中学校PTA                | 橋本市PTA連合会役員  |
| 学校関係者  | 檀山 秋洋  | 城山小学校長                   | 橋本市校長会長      |
| 学校関係者  | 角谷 有造  | 高野口中学校長                  | 橋本市校長会副会長    |

橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会審議経過

|       | 開催日                  | 協議内容   |
|-------|----------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 21 年 8 月 5 日(水)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員の委嘱・任命</li> <li>○委員会設置の趣旨説明</li> <li>○会長・副会長の選出</li> <li>○諮問</li> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問説明</li> <li>・橋本市立小中学校の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>-幼児数・児童生徒数の推移</li> <li>-学校区・通学距離</li> <li>-和歌山県教育委員会「公立小・中学校の適正規模化について(指針)」等</li> </ul> </li> <li>・質疑・意見交流</li> </ul> </li> </ul> |
| 第 2 回 | 平成 21 年 9 月 3 日(木)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本市立小中学校の適正規模について <ul style="list-style-type: none"> <li>-クラス数と教員数</li> <li>-学級数別学校数</li> <li>-中央教育審議会初等中等教育部会資料 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>   |
| 第 3 回 | 平成 21 年 9 月 30 日(水)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本市立小中学校の適正規模について <ul style="list-style-type: none"> <li>-学校規模によるメリット・デメリット 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>  |
| 第 4 回 | 平成 21 年 10 月 28 日(水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本市立小中学校の適正規模について <ul style="list-style-type: none"> <li>-学校規模によるメリット・デメリット 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>  |
| 行政視察  | 平成 21 年 11 月 20 日(金) | 名張市教育委員会   |
| 第 5 回 | 平成 21 年 11 月 30 日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・名張市教育委員会視察報告</li> <li>・橋本市立小中学校の適正規模について</li> </ul> </li> </ul>   |
| 意見聴取  | 平成 21 年 12 月 18 日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式及び学年 1 学級の小学校の現状について <ul style="list-style-type: none"> <li>-保護者との意見交換</li> <li>-教員との意見交換</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>  |
| 第 6 回 | 平成 22 年 1 月 8 日(金)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言の骨子(素案)について</li> </ul> </li> </ul>  |
| 第 7 回 | 平成 22 年 1 月 29 日(金)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言の骨子(修正案)について</li> </ul> </li> </ul>   |
| 第 8 回 | 平成 22 年 2 月 12 日(金)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言の骨子(最終修正案)について</li> </ul> </li> </ul>   |
| 答 申   | 平成 22 年 2 月 17 日(水)  | 「橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会提言」として答申を提出する。   |